

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの中の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第七条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する四人及び議事に關係のある臨時委員をもつて構成する合議体(以下「合議体」という。)で、法第八十一条第一項の規定によりその権限に属させられた事項及び第二条各号(第二号及び第五号を除く。)に掲げる事務を処理する。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体は、これを構成する委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 合議体の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの中の過半数で決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

5 審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて審査会の議決とする。

(専門委員)

第八条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第九条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 審査会の調査審議の手続の特例

(審査会の調査審議の手続の特例)

第十条 情報公開条例第十九条第一項及び個人情報保護条例第四十一条第一項の規定により詮問された事件に係る調査審議の手続については、法第八十一条第三項において準用する法第五章第一節第二款の規定にかかわらず、この章の定めるところによる。

(定義)

第十二条 この章において「詮問庁」とは、情報公開条例第十九条第一項又は個人情報保護条例第四十一条第二項に規定する詮問庁をいう。

2 この章において「公文書」とは、情報公開条例第十二条第一項に規定する開示決定等に係る公文書（情報公開条例第一条第一項に規定する公文書をいう。）をいう。

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第二十条第一項、第二十一条第一項又は第二十九条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第一条第四項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第十三条 審査会は、必要があると認めるときは、詮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 詮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、詮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開条例第十九条第一項又は個人情報保護条例第四十一条第一項の規定により詮問された事件に関し、審査請求人、参加人（法第十二条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は詮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事實を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十四条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第十四条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第十五条 審査会は、必要があると認めることは、その指名する委員に、第十二条第一項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十三条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十六条 審査会は、第十二条第二項若しくは第四項又は第十四条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときは、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第十七条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第十八条 審査会は、諸問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第四章 雜則

(庶務)

第十九条 審査会の庶務は、経営管理部において処理する。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、会長が審査会に諸つて定める。

(罰則)

第二十一条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(栃木県情報公開条例の一部改正)

第二条 栃木県情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十五条」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「栃木県情報公開審査会」を「栃木県行政不服審査会」に改める。

第二十一条から第二十七条までを次のように改める。

第二十一条から第二十七条まで 削除

第三十六条を削る。

(栃木県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この条例の施行前に栃木県情報公開審査会にされた質問でこの条例の施行の際当該質問に対する答申がされていないものは審査会にされた質問とみなし、当該質問について栃木県情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。この場合において、第七条第一項中「四人及び議事に關係のある臨時委員」とあるのは、「五人以内」とする。

第四条 栃木県情報公開審査会の委員であつた者に係るその職務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第五条 附則第一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

第六条 栃木県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第五十二条」に改め、「第五章 栃木県個人情報保護審議会(第四十八条—第五十二条)」を削り、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に、「第六十二条」を「第六十一条」に改める。

第六条第二項第三号中「栃木県個人情報保護審議会」を「栃木県行政不服審査会」に、「審議会」を「審査会」に改め、同条第二項第九号中「審議会」を「審査会」に改める。

第七条第一項第九号、第九条第二号並びに第四十一条の見出し並びに同条第一項及び第二

項中「審議会」を「審査会」に改める。

第五章の章名を削る。

第四十八条から第五十一条までを次のように改める。

第四十八条から第五十一条まで 削除

第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

第六十一条を削り、第六十二条を第六十一条とする。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この条例の施行前に栃木県個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について栃木県個人情報保護審議会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。この場合において、第七条第一項中「四人」とあるのは、「五人以内」とする。

第八条 栃木県個人情報保護審議会の委員又は臨時委員であつた者に係るその職務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第六条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第九条 附則第六条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第十一号

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例

(題旨)

第一条 この条例は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。)第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)内における県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第二条 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十九項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第四号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第二項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域特

定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第二条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち當該特別償却設備に係るものとして省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。）第六十二条及び県税条例附則第二十四条の一又は同条の規定により読み替えて適用される県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される県税条例第五十六条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

- 一 供用日の属する年又は事業年度 一分の一
- 二 前号に掲げる年又は事業年度の翌年又は翌事業年度 四分の三
- 三 第一号に掲げる年又は事業年度の翌々年又は翌々事業年度 八分の七

（不動産取得税の不均一課税）

第三条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率を、県税条例第七十七条及び附則第二十五条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、それぞれ十分の一を乗じた税率とすることができる。

（固定資産税の不均一課税）

第四条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県税条例第一百一十七条に規定する大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する固定資産税の税率を、県税条例第一百一十九条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

- 一 供用日の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度 十分の一
- 二 前号に掲げる年度の翌年度 四分の一
- 三 第一号に掲げる年度の翌々年度 二分の一

（不均一課税の申請）

第五条 前二条の規定による県税の不均一課税を受けようとする者は、規則で定めることにより知事に申請しなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税務課)

輝くこちぎの人づくり推進基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田一

栃木県条例第十一号

輝くこちぎの人づくり推進基金条例

(設置)

第一条 地域の課題の解決に向け、女性、若者、高齢者、障害者等を地域活動の担い手として育成することともに、その自主的かつ主体的な活動の促進を図り、全ての県民が生き生きと暮らすことのできる持続的で活力ある地域社会の実現に資するため、輝くこちぎの人づくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるものほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(県民文化課)

地方独立行政法人栃木県立がんセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例
をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十三号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める 条例

地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成二十八年栃木県条例第十五号）第四条の規定による改正前の栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十一号）第三条の表に規定する栃木県立がんセンターとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（保健福祉課）

栃木県障害者差別解消推進条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十四号

栃木県障害者差別解消推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 障害者差別の解消に関する基本的施策（第七条～第十二条）

第三章 障害者差別を解消するための措置（第十三条～第十八条）

第四章 栃木県障害者差別解消推進委員会（第十九条）

第五章 雜則（第二十条）

附 則

全ての者は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されなければならない。

これまで、障害者の自立と社会参加に向けた国内法の整備や障害者の権利に関する条約の批准などが進められる中、本県においては、障害者が、自らの意思によつて、地域で暮らし、個性や能力を発揮することができる地域社会の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、障害や障害者に対する誤解や偏見などにより、障害を理由として不当な取扱いを受けるなど、障害者が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる差別は依然として存在す

る。

こうした状況の中、誰もが安心して暮らせるふるさと栃木県として今後も発展していくためには、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めて、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、障害者差別の解消に県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めるにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もつて全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を當む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 障害者差別の解消は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられることが及びその尊厳にふさわしい地域生活を當む権利が尊重されることを基本として推進されなければならない。

2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 障害者差別の解消は、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との協力)

第五条 県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第一章 障害者差別の解消に関する基本的施策

(障害者差別対応指針)

第七条 知事は、障害者差別に関する事項に関する事項に関して、県民が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聽かなければならぬ。

3 知事は、障害者差別対応指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

4 前二項の規定は、障害者差別対応指針の変更について準用する。

(相談体制の充実等)

第八条 県は、障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第九条 県は、県民が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(表彰)

第十条 知事は、障害者差別の解消の推進について特に顕著な功績があると認められる者を表彰することができる。

(財政上の措置)

第十二条 県は、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害者差別を解消するための措置

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第十三条 何人も、障害者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、障害を理由として次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 障害者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- 二 障害者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- 三 障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、

制限し、又はこれに条件を付すこと。

四 障害者が多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

五 障害者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

六 前各号に掲げるもののほか、障害者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。

七 労働者の募集又は採用に関し、障害者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。

八 その雇用する障害者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について障害者でない者と差別的取扱いをし、又は障害者を解雇すること。

九 障害者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

十 障害者からの意思表示の受領を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害すること。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第十三条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないように、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないように、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(相談)

第十四条 県は、障害者差別に関する相談があつたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該相談に係る関係者に情報の提供及び助言を行うこと。

二 当該相談に係る関係者相互間の調整を行うこと。

三 関係行政機関に通告、通報、通知等を行うこと。

(あつせん)

第十五条 障害者は、自己に対する事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七項に規定する事業者をいう。以下同じ。）による第十二条に規定する行為（以下「あつせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によつては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあつせんを求める申立てをすることができる。

2 あつせん対象行為の対象となつた障害者の保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他）の者で、障害者を現に保護するものをいう。）及びこれに準ずる者として知事が認める者は、当該あつせん対象行為に係る事案について、前条の相談によつては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあつせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

第十六条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による申立てがあつたときは、あつせんを行う必要がないと認めるとき又はあつせん対象行為に係る事案の性質上あつせんを行うことが適当ないと認めるときを除き、委員会にあつせんを行わせるものとする。

2 委員会は、前項の規定によるあつせんを行つため必要があると認めるときは、あつせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（勧告）

第十七条 委員会は、あつせん案が提示された場合においてあつせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あつせん案を受諾しないときは、知事に対し、当該あつせん案を受諾することその他必要な措置を講すべきことを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あつせん案を受諾することその他必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

（公表）

第十八条 知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四章 栃木県障害者差別解消推進委員会

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、障害者差別の解消の推進に関する事項を調査審議するため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に規定するものほか、障害者差別の解消の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

3 委員会は、前二項に規定するものほか、障害者差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害者差別を解消するための取組に関する情報の交換及び協議を行うことができる。

4 委員会は、委員三十人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者の中から、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 障害者又はその家族

三 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

四 事業者又はその団体の役職員

五 関係行政機関の職員

六 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

6 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員会に、第十六条第一項の規定によるあつせんその他必要な事務を処理するため、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雜則

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの規定は、同年十月一日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行の状況を勘査しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行ふものとする。

(障害福祉課)

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 富 一

栃木県条例第十五号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴う関係条例の整理等に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「がんセンターに勤務する臨床検査技師又は」を削る。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十五の項中「「栃木県立がんセンター」」を削る。

(栃木県特別会計設置条例の一部改正)

第三条 栃木県特別会計設置条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正

する。

第一条の表栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人県立病院賃付金特別会計	地方独立行政法人である県立病院に係る地方債の管理及び地方債を財源とする当該県立病院に対する資金の貸付事業	貸付金収入、県債及び附属諸収入	貸付金、県債償還金及びその他の諸支出
---------------------	--	-----------------	--------------------

(栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 栃木県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年栃木県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表栃木県立がんセンターの項を削る。

附則第五項から第七項までを削る。

別表がん検診料金の項及び駐車料金の項を削る。

(栃木県職員定数条例の一部改正)

第五条 栃木県職員定数条例(昭和五十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号口中「六九五人」を「二九九人」に改める。

(栃木県情報公開条例の一部改正)

第六条 栃木県情報公開条例(平成十一年栃木県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条第二号ハ中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

附則第一項の見出しを削る。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

2 県が設立した地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で当該地方独立行政法人の成立の際にその効力を有するもの又は成立日前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、成立日以後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附則第三項から第六項までを削る。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

第七条 栃木県個人情報保護条例（平成十三年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第二項第七号中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第一項に見出として「（施行期日）」を付する。

附則第二項中「この条例の施行の際現に行われている」を「県が設立した地方独立行政法人の成立の際現に行われている当該地方独立行政法人の」に改め、「同項中」の下に「実施機関は、」を、「とあるのは、」の下に「県が設立した地方独立行政法人は、」を加え、「この条例の施行の日」を「当該地方独立行政法人の成立の日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

（経過措置）

2 県が設立した地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもの又は成立日前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、成立日以後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日の前日の属する事業年度に係る栃木県病院事業の設置等に関する条例第九条の規定による業務状況説明書類の作成については、なお従前の例による。

（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

（保健福祉課）

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県条例第十六号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第一条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和二十二年栃木県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第八条の二の表中

中学校	校長	教頭	を
中学校	校長	教頭	に
義務教育学校	校長	教頭	

改める。

第九条の六第一項中「又は」を「、義務教育学校又は」に改める。

別表第二備考1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十四年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第十三条第一項及び第十四条第一項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

(栃木県立産業技術専門校条例の一部改正)

第三条 栃木県立産業技術専門校条例(昭和四十七年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「による中学校」の下に「を卒業した者若しくは同法による義務教育学校」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第五の2の表備考中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(栃木県暴力団排除条例の一部改正)

第五条 栃木県暴力団排除条例(平成二十二年栃木県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十

五年栃木県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項第五号、第六十二条第九号及び第八十四条第八号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち栃木県公立学校職員給与条例別表第二の次に次の表を加える改正規定中「又は小学校」を「、小学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務課)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福富一

栃木県条例第十七号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「級別基準職務表(別表第五)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

別表第四の次に次の表を加える。

別表第五 級別基準職務表(第五条関係)

イ 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------